

年金制度の国際比較

(2019年3月作成)

	日本	アメリカ	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	<p>厚生年金保険 国民年金(基礎年金) 全居住者</p>	<p>(適用対象外) 老齢・遺族・障害保険 無業者 被用者及び自営業者</p>	<p>(適用対象外) 国家年金 所得</p>	<p>(適用対象外) 一部の自営業者年金 一般年金保険 鉱山労働者・鉄道員・海員年金保険 無業者・自営業者 被用者及び一部の自営業者</p>	<p>(※1)一般制度へ移行中 (※2)職種・役職ごとに制度が分立 補足年金 一般制度 (適用対象外) 無業者 自営業者 被用者</p>	<p>所得に基づく年金 プレミアム年金 保証年金 所得</p>
被保険者	全居住者	被用者及び自営業者	一定以上の所得のある者	サラリーマン、一部の自営業者 (芸術家、ジャーナリスト等) 及び一部の公務員	商工業被用者等	一定以上の所得のある者
保険料率 [※] (日本以外は2018年末) (※)被用者年金制度における保険料率	【2019.4.1時点】 厚生年金保険：18.3% (労使折半) 国民年金：月額16,410円 (定額)	12.4% (労使折半)	25.8% [本人：12.0%] [事業主：13.8%] ※ 保険料は、年金以外の種類の給付にも充てるものとして徴収	18.6% (労使折半)	17.75% [本人：7.30%] [事業主：10.45%]	17.21% [本人：7.0%] [事業主：10.21%] ※ 老齢年金の保険料。遺族/障害年金の保険料は、事業主のみ負担
支給開始年齢 (日本以外は2018年末)	【2019.4.1時点】 厚生年金保険：男性：62歳 女性：61歳 ※ 男性は2025年度までに、女性 は2030年度までに65歳に 引き上げ予定 国民年金(基礎年金)：65歳	66歳 ※ 2027年までに67歳に引き上げ予定	65歳 ※ 2046年までに68歳に引き上げ予定	65歳7か月 ※ 2029年までに67歳に引き上げ予定	62歳 (満額拠出期間を満たす場合) 66歳 (満額拠出期間を満たさない場合) ※ 2022年までに67歳に引き上げ予定	— ※61歳以降本人が受給開始時期を選択 (保証年金の支給開始年齢は65歳)
最低加入期間	10年	40四半期 (10年相当)	10年	5年	なし	なし (保証年金は3年以上のEU諸 国等(うち1年以上はスウェ ーデン)での居住が必要)
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式 (プレミアム年金は積立方式)
国庫負担	基礎年金給付費の2分の1	原則なし	原則なし	給付費(鉱山労働者・鉄道員・海員 年金保険等に係る分を含む)の 23.1%(2017年)	歳入の34.7% (2017年)	原則なし (保証年金は全額国庫負担)

注 ドイツは一般年金保険、フランスは一般制度、スウェーデンは所得に基づく年金に関する記載(それぞれ制度体系の記載は除く)。

資料出所： 各国政府の発表資料 ほか